

令和3年4月14日

第5世代移動通信システムの普及のための  
特定基地局の開設計画の認定  
(令和3年4月14日 諮問第11号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(宇仁課長補佐、杉本係長)

電話：03-5253-5893

## 第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定

### 1 諮問の概要

総務省では、5G の普及のための周波数割当てを早期に実施するため、令和 3 年 1 月 12 日、「第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に関する指針（以下「開設計針」という。）の制定」について電波監理審議会に諮問し、原案を適当とする旨の答申を受けた。

これを受けて、開設計針を令和 3 年 2 月 12 日に告示し、同日から同年 3 月 15 日までの間、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、東名阪以外の区域<sup>※1</sup>において、1,860MHz を超え 1,880MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「開設計画」という。）の認定の申請を受け付けたところ、4 者<sup>※2</sup>から申請があった。

これらの申請について、法第 27 条の 13 第 4 項の規定に基づき審査を行ったところ、いずれの申請も当該規定に適合すると認められるため、同条第 5 項の規定に基づき全ての申請について評価を行った結果、楽天モバイル株式会社の申請に係る開設計画が電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で最も適切であると認められることから、同条第 6 項の規定に基づき当該開設計画の認定について諮問する。

※1 全国の区域から 1.7GHz 帯又は 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に関する指針（平成 17 年総務省告示第 883 号）第 2 項第 2 号（2）に掲げる区域を除いた区域。

※2 株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の計 5 社から申請が提出されたが、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社は地域ごとに連携する者として申請しているため、これらの申請については、開設計針第 9 項第 2 号の規定に基づき、1 の申請とみなす。

### 2 改正又は変更概要

答申を受けた場合は、条件を付した上で、楽天モバイル株式会社の開設計画に対して、以下のとおり周波数を指定して認定を行う予定。

○楽天モバイル株式会社：

1,860MHz を超え 1,880MHz 以下の周波数

# 第5世代移動通信システム(5G)の普及のための 特定基地局の開設計画の認定 (概要)

---

令和3年4月  
総合通信基盤局

- 令和3年2月12日(金)から同年3月15日(月)までの間、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定申請を受け付けたところ、4者から申請があった。

## ■ 申請者4者(50音順)

- 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社※、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

※ KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行う。

## ■ 割当て枠と割当て希望数

- 1.7GHz帯東名阪以外バンド(20MHz×2)の1枠に対し、4者が割当てを希望

申請者(50音順)	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンク	楽天モバイル
サービス開始日	令和6年7月31日	令和5年2月頃	令和5年6月頃	令和7年3月頃
特定基地局の設備投資額 (基地局設置工事、交換設備工事及び伝送設備工事に係る投資額)	約2,092億円	約436億円	約2,479億円	約1,186億円
終了促進措置に係る負担金額	557億円	557億円	600億円	560億円
5G基盤展開率	95.0%／3,193局	60.6%／2,038局	94.9%／3,190局	80.4%／2,701局
5G特定基地局数(屋外)	14,850局	6,790局	16,000局	29,798局
5G特定基地局数(屋内)	1,320局	283局	300局	618局
データ接続料の金額	2021年度:283,859円／10Mbps 2022年度:221,901円／10Mbps 2023年度:180,146円／10Mbps	2021年度:268,275円／10Mbps 2022年度:219,830円／10Mbps 2023年度:184,192円／10Mbps	2021年度:219,000円／10Mbps 2022年度:189,000円／10Mbps 2023年度:161,000円／10Mbps	2021年度:259,896円／10Mbps 2022年度:195,983円／10Mbps 2023年度:145,393円／10Mbps
SIMロックの実施割合 (入荷時から販売までの間のSIMロックの実施割合)	68.6% (2021年9月)	69% (2021年10月)	97% (2021年10月)	0% (2021年4月)
eSIMの利用可能割合	37.2% (2021年8月)	53.7% (2021年4月)	1% (2021年8月)	67% (2021年4月)
特定基地局開設料の金額	100億円／年	62億円／年	62億円／年	67億円／年
面積カバー率	19.2%	6.3%	31.0%	28.2%

※1 設備投資額については、令和3年度～令和10年度までの累計額

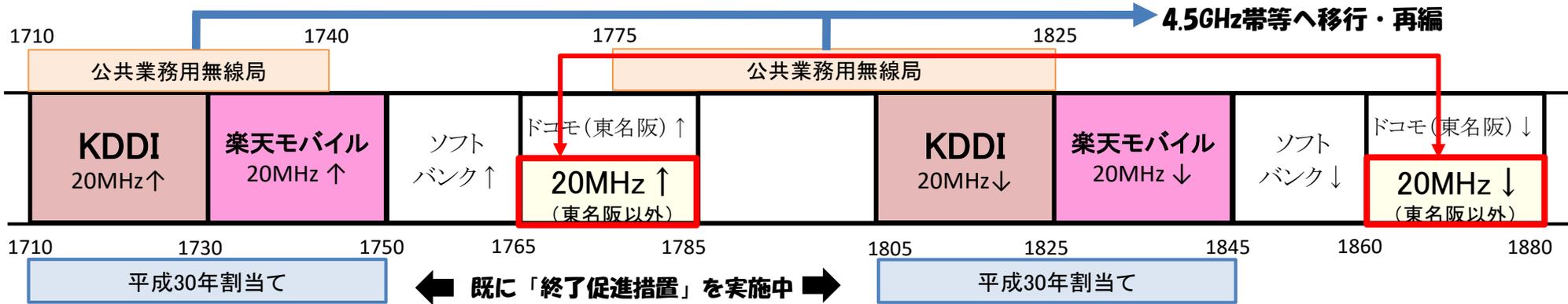
※2 5G基盤展開率は、東名阪以外における5G高度特定基地局が開設計画されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数(約3,361)で除した値。  
基盤展開率は、小数点第2位を四捨五入しているが、審査では、四捨五入しない。

※3 5G基盤展開率、特定基地局数(屋外・屋内)、面積カバー率は2028年度(令和10年度)時点の数値。

※4 SIMロックの実施割合については、他者との比較により、10%以上早期にSIMロックの実施割合が低くなる時点のものを記載。

※5 eSIMの利用可能割合については、他者との比較により、10%以上早期にeSIMの利用可能割合が高くなる時点のものを記載。

# 5G用周波数の追加割当ての基本的考え方



1. 地方への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム(5G)用周波数の追加割当てを実施する。(当面は、4Gの利用も可とする。)
2. 具体的には、1.7GHz帯(40MHz(20MHz×2))を1社(1グループ)に割り当てる。令和3年度(2021年度)第1四半期に割当てを実施。
3. 既に1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた他の2社(KDDI・楽天モバイル)と共同で公共業務用無線局の移行費用を負担する。
4. 当該周波数の割当てを受ける事業者は割当周波数の経済的価値を踏まえた「特定基地局開設料」(※1)を納付。  
(※1) 開設計画の申請時に自ら申請した額
5. 「アクション・プラン」(※2)の内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加。

(※2) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」  
(令和2年10月27日総務省)

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準**（最低限の要件）に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査**（競願時審査）を実施。  
⇒ 審査の結果、**評価点数の合計の高い者に割当てを実施。**

## ① 絶対審査（項目例）

- |   |   |
|---|---|
| <b>1. エリア展開</b><br>- 5G基盤展開率が50%以上となる計画   | <b>3. サービス</b><br>- アクション・プラン <sup>(※2)</sup> の内容を踏まえた取組計画がある |
| <b>2. 特定基地局開設料</b><br>- 特定基地局開設料が、31億円／年以上 <sup>(※1)</sup><br>(標準的な金額を著しく下回る金額) | <b>4. その他</b><br>- 既存事業者へ事業譲渡しない 等                            |

## ② 比較審査（項目例）

- |   |   |
|---|---|
| <b>1. エリア展開</b><br>- 5G基盤展開率がより大きい<br>- 特定基地局開設数がより多い | <b>3. サービス</b><br>- アクション・プラン <sup>(※2)</sup> の内容を踏まえた取組計画がより充実している<br>(例：SIMロック解除の対応、eSIM導入への取組) |
| <b>2. 特定基地局開設料</b><br>- 特定基地局開設料の金額がより大きい             | <b>4. 指定済周波数</b><br>- 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない 等   |

周波数の割当て

※1 「1.7GHz帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」参照

※2 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（令和2年10月27日総務省）

# 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

エリア展開	基準①	認定から7年後までに、全国(東名阪を除く。)及び各地域ブロックの5G基盤展開率 <sup>※1</sup> が50%以上になるように5G高度特定基地局 <sup>※2</sup> を開設しなければならないこと
	②	5G高度特定基地局が整備されたメッシュの内外において、需要が顕在化した場合の基地局の開設等の対策方法に関する計画を有すること
設備	③	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画 <sup>※3</sup> を有すること
	④	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画 <sup>※3</sup> を有すること
特定基地局開設料	⑤	特定基地局開設料の金額及び当該料額に必要な資金確保に関する計画を有すること。また、特定基地局開設料の金額が、標準的な金額の下限額を「著しく下回る金額」(31億円/年)以上であること
財務	⑥	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(7年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること。
コンプライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
終了促進措置	⑧	既存無線局の周波数移行に必要な費用負担の割合に相当する金額(557億円)を確保できること
既設基地局	⑨	高度既設特定基地局を運用する場合には、その総数、周波数ごと基地局の設置場所等に関する計画を有していること
サービス	⑩	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること
	⑪	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること
	⑫	「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(令和2年10月27日総務省)の「2. 具体的な取組」を踏まえた実施計画を有すること
混信対策	⑬	1.7GHz帯(東名阪)を使用する既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑯	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと

※1 5G基盤展開率：全国(東名阪を除く。)における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数で除した値をいう。  
 ※2 5G高度特定基地局：理論上最速10Gbps程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。  
 ※3 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。

# 絶対審査基準の審査結果①

○ 審査の結果、いずれの申請者も絶対審査基準の各項目に適合していると認められる。

審査項目	NTTドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンク	楽天モバイル
① 5G基盤展開率	95.0%	60.6%	94.9%	80.4%
② 需要が顕在化した場合の基地局の開設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5G高度特定基地局と特定基地局を光回線で結ぶことを基本とし、テンポラリー基地局の活用等により対応</li> <li>・隣接メッシュの5G高度特定基地局を活用</li> </ul>	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5G高度特定基地局と特定基地局を光回線で結ぶことを基本とし、需要顕在化の定量的な判断基準に基づき対策</li> <li>・同左</li> </ul>
③ 設置場所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設基地局活用、複数ベンダーから調達</li> <li>・無線従事者を8,537名、電気通信主任技術者27名選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・無線従事者を1,477名、電気通信主任技術者66名選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・無線従事者を19,444名、電気通信主任技術者47名選任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・無線従事者を1,755名、電気通信主任技術者30名選任</li> </ul>
④ 安全・信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人為ミス防止のため過去事例の一元管理・共有等、トラヒックの需要予測に基づいた設備容量確保、セキュリティ対策のための各種内部規程の策定、インシデント時の対応体制確保 等</li> <li>・伝送路多ルート化、可搬型・車載型基地局(116台)、移動電源車(113台)配備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・伝送路多ルート化、可搬型・車載型基地局(226台)、移動電源車(56台)配備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・伝送路多ルート化、可搬型・車載型基地局(300台)、移動電源車(82台)配備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・伝送路多ルート化、可搬型・車載型基地局(67台)、移動電源車(16台)配備 等</li> </ul>
⑤ 特定基地局開設料	100億円／年	62億円／年	62億円／年	67億円／年
⑥ 財務的基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業等の資金収支により調達</li> <li>・2028年度まで各年度黒字(設備投資額:約2,092億円(総額))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左(設備投資額:約436億円(総額))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左(設備投資額:約2,479億円(総額))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親会社出資(3,500億円)、親会社借入(1,895億円)、銀行借入(最大9,450億円)等</li> <li>・2023年度から毎年度黒字化(設備投資額:約1,186億円(総額))</li> </ul>
⑦ 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内規程の整備、社内研修実施</li> <li>・5Gエリア内の5G通信速度の性能差をエリアマップ上で色分け等により表示</li> </ul>	同左	同左	同左
⑧ 終了促進措置	557億円を確保	557億円を確保	600億円を確保	560億円を確保
⑨ 高度既設基地局	2028年度約23,000局 (令和6年6月末までに運用開始予定)	(計画なし)	(計画なし)	(計画なし)
⑩ MVNOの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続約款又は卸電気通信役務による提供、MVNO向けの一元的窓口の公表 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続約款又は卸電気通信役務による提供、関連法令を遵守したMVNO協議 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続約款又は卸電気通信役務による提供、MVNO向けの一元的窓口の公表 等</li> </ul>	同左
⑪ 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定	<p><b>【適合性を担保するための取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭やウェブでの料金シミュレーション等を活用した料金プランの案内 等</li> </ul> <p><b>【事業法27条の3に適合する料金プランへの移行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業法第27条の3適合プランの案内・周知、店頭での最適料金案内を実施 等</li> </ul>	<p><b>【適合性を担保するための取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul> <p><b>【事業法27条の3に適合する料金プランへの移行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業法第27条の3適合プランへの移行時の違約金を免除、事業法第27条の3適合プランの案内 等</li> </ul>	<p><b>【適合性を担保するための取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul> <p><b>【事業法27条の3に適合する料金プランへの移行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業法第27条の3適合プランへの移行時の違約金を免除、事業法第27条の3適合プランの周知、店頭での最適料金案内を実施 等</li> </ul>	<p><b>【適合性を担保するための取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段階制料金プランのみを提供するため、利用者実態に応じない契約の締結はなし</li> </ul> <p><b>【事業法27条の3に適合する料金プランへの移行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MVNOユーザの移行に向け、違約金・MNP転出手数料等の免除、プロセスの簡略化を実施</li> </ul>

# 絶対審査基準の審査結果②

審査項目	NTTドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンク	楽天モバイル
⑫ モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン	<b>【料金・サービスに関する取組】</b> ・店頭での最適料金案内を実施 ・「頭金」表示は、2020年11月にルールを定め、定期的に運用確認を実施 ・2019年2月から中古端末のオンラインでの無料解除に対応等	<b>【料金・サービスに関する取組】</b> ・社内・販売代理店に対して、事業法第27条の3に係る説明会、研修等を実施 ・2020年11月に「頭金」表示の見直し等を各販売代理店に対して周知徹底 ・2020年4月以降順次、中古端末のオンライン等での無料解除に対応等	<b>【料金・サービスに関する取組】</b> ・各種施策における社内のチェック体制等を強化し、関係規律の遵守の徹底 ・「0円広告」や頭金の表示等については、広告に関するルールの中で改善 ・2020年10月以降、中古端末のオンラインでの解除に対応等	<b>【料金・サービスに関する取組】</b> ・事業法第27条の3違反の端末代金割引等がないよう確認を担う部署の明確化等を実施 ・「頭金」に類する費用請求はなし ・他事業者販売端末やSIMフリー端末を含めた買い取りを実施
	<b>【公正競争の促進に関する取組】</b> ・2021年度から2023年度までのデータ接続料(将来原価方式)により、アクションプランの「3年で5割減」を達成見込み ・2021年2月に、プレフィックス自動番号付与機能に係る接続約款を届出	<b>【公正競争の促進に関する取組】</b> ・同左  ・同左	<b>【公正競争の促進に関する取組】</b> ・同左  ・2021年度適用の音声卸料金は、2020年9月値下げよりも更なる低廉化を予定	<b>【公正競争の促進に関する取組】</b> ・第二種指定電気通信設備設置事業者ではないが、接続会計の費用項目を参考にして原価を算定 ・音声接続機能は、市場や他事業者の動向を踏まえて対応
	<b>【乗換えの円滑化に関する取組】</b> ・一部の事業法第27条の3適合プランでは、期間拘束を撤廃  ・オンライン受付の24時間対応、MNP手数料の無料化等への対応について、既に公表済み。また、ワンストップ化の検討に協力  ・キャリアメールの持ち運びは、タスクフォース等の検討を踏まえて対応 ・中古端末のSIMロック解除や、WEBでの無料解除など、義務化に先駆けて取組を推進  ・クローンSIMによるセキュリティリスクへの対策を講じた上で、スマートフォン向けのeSIM対応 ・総務省の検証に真摯に対応	<b>【乗換えの円滑化に関する取組】</b> ・同左  MNPIに係る手数料廃止、ポイント付与等の引き止め行為の禁止、オンラインの24時間化を実施。また、ワンストップ化は、事業者間協議やその後の議論の内容を踏まえて対応していく考え ・同左  ・今後新たに販売する端末ではSIMロックを撤廃する予定、信用確認措置による無料・自動でのSIMロック解除可能なシステム開発は実施しない ・料金プラン「povo」にて、スマートフォン向けに提供開始、今後拡大予定  ・総務省の検証に対して、データの提供等の協力	<b>【乗換えの円滑化に関する取組】</b> ・事業法第27条の3適合プランでは、期間拘束を完全撤廃  ・MNPに係る手数料の廃止、MNPガイドラインに関するその他の規定についても対応  ・同左  ・今後新たに発売する端末ではSIMロックを撤廃する予定、信用確認措置による無料・自動でのSIMロック解除を実施予定 ・料金プラン「LINEMO」にて、スマートフォン向けに提供開始  ・同左	<b>【乗換えの円滑化に関する取組】</b> ・事業法第27条の3不適合プランは自動更新がなく、最低利用期間経過後は自動的に事業法第27条の3に適合 ・ポイント付与等の引き止め行為は行っていない。オンラインによる24時間受付、手数料の無料化を実施済み  ・2021年3月時点においてキャリアメールの提供はなし ・2020年4月の本格サービス開始からSIMロック解除の実施した上で販売(今後変更なし)  ・eSIM搭載のスマートフォンは販売済、今後その割合を増加させていく予定  ・セット割引を行っていない
⑬ 混信対策	・必要な混信防止対策を講じる予定 ・東名阪の基地局とは、一体的に運用を行うため、混信等は発生しない	・同左 ・東名阪の基地局に対して、協議の上、サイトエンジニアリング等の対策を実施	・同左 ・同左	・同左 ・同左
⑭ オープン化(O-RANアライアンス等)された規格の機器の採用等	・O-RANアライアンス仕様に基づくマルチベンダー相互接続を実現を検討(既に3.7GHz帯等・28GHz帯において実現)	・2020年3月からO-RANアライアンス仕様の装置によるマルチベンダー接続性実証実験を実施	・O-RANアライアンス仕様の装置による検証を実施	・O-RANアライアンス仕様に基づくマルチベンダー相互接続を実現を検討(既に3.7GHz帯において実現)
⑮ 同一グループから申請がないこと	同一グループからの申請なし	同左	同左	同左
⑯ 既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと	遵守する旨記載	同左	同左	同左

# 競願時審査基準の評価の判定方法

カテゴリ	基準	審査事項	判定方法
I	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	申請者から出された5G基盤展開率を小数点以下を含めて評価。
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと	申請者から出された基地局数を一桁単位まで比較評価。
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと	
II	D	MVNO促進の取組がより進んでいること	2021年度から2023年度までに適用するデータ接続料の料額(将来原価方式による算定を行っている者にあつては、将来原価方式に用いる予測値)のうち、2023年度の計画値を比較評価。その値が同額の場合には、2021年度及び2022年度の料額がより低廉となる計画を有する者を優先。
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること	① 2021年度において、販売する端末のうち、入荷時から販売までの間にSIMロックを施すものの割合が低い計画を有することを比較評価。その値が同率(±10%)の場合には、2022年度の割合がより早期に低くなる計画を有する者を優先。 ② ①において優劣がつかない場合には、当該申請者がSIMロックを施す端末のうち、端末代金の総額が支払われた場合及び総務省の確認を受けた信用確認措置に応じた場合に、端末購入者の申出を要せずに、システムの的にSIMロックを解除する取組をより早期に実現する計画を有することを比較評価。
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること	2021年度において、販売するスマートフォンのうち、eSIMが利用可能なものの割合が高い計画を有することを比較評価。その値が同率(±10%)の場合には、2022年度の割合がより早期に高くなる計画を有する者を優先。
III	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	申請者から出された開設料を一億円単位まで比較評価。ただし、標準的な金額を下回る金額(62億円/年未満)については、配点なし(0点)とする。
IV	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと	①から順に判定の上、順位を決定していく。 ① 指定済周波数を有していないこと ② 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない(1MHz幅単位) ③ (②の帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には)当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと(小数点以下を含めて評価)
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点と同じ申請者が存在する場合に実施			
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	申請者から出された面積カバー率を優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価。

※1: 審査項目DからFまでは、開設計画申請時の計画(審査項目Dは開設計画を提出する日の属する事業年度の次の事業年度から3年度分(2021年度～2023年度)、審査項目E及びFは開設計画を提出する日の属する事業年度の次の事業年度から2年度分(2021年度～2022年度))で審査する。

※2: 新規参入事業者については、審査項目DからFまでのいずれの場合も、その者のサービス提供開始年度における予測値を記載するものとする。

※3: 審査項目E及びFにおける2022年度及び2023年度の割合については、それぞれの前年度より高い割合(E①にあつては、低い割合)であるものとする。

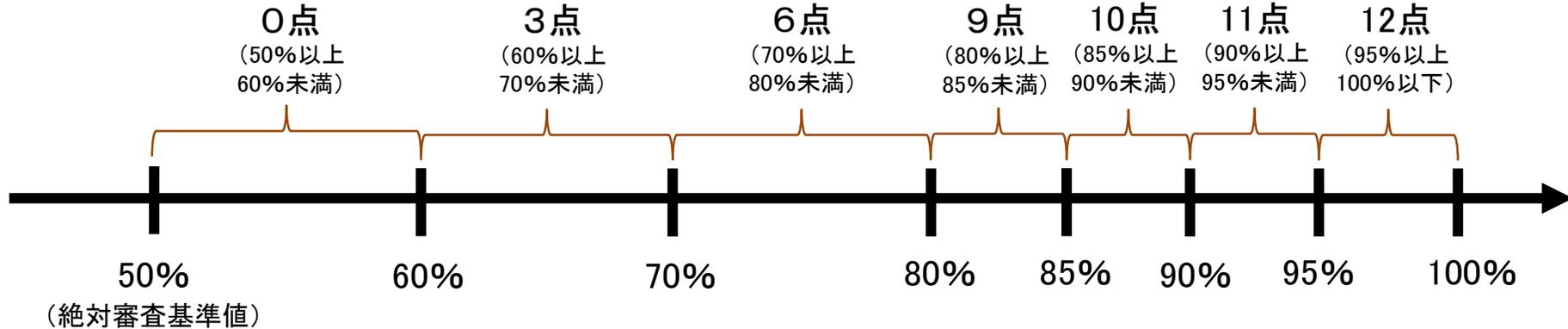
# 競願時審査基準の各カテゴリ・審査項目の配点構成

- ✓ 各カテゴリごとの配点は最大24点とし、各カテゴリ内の各審査項目の配点の最大点は以下のとおり。
- ✓ 審査項目A(5G基盤展開率)については、地方への5G普及を進めるため、審査項目内の申請者間の順位に限らず申請数値に応じて得点を付与する「ポイント方式」によるものとし、カテゴリ I 内の他の審査項目よりも重点的な評価を行うものとする。

カテゴリ	各カテゴリ内の審査項目		配点方式	カテゴリの配点	審査項目の配点
I エリア 展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	ポイント方式	24点	12点
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと			6点
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと			6点
II サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること	等分配点方式	24点	8点
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること			8点
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること			8点
III 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと		24点	24点
IV 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと		24点	24点
以下、基準A~Hを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施					
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	等分配点方式	—	4点

## ○ ポイント方式 (審査A)

- ✓ あらかじめ決められた各範囲における配点に従って、申請者の申請数値に応じて得点を付与する方式。
- ✓ 本開設指針では、審査項目Aに適用し、各範囲の配点は以下の通りとする。



## ○ 等分配点方式 (審査B～審査I)

- ✓ 1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) × (n-1) / n、3位は最高点(y) × (n-2) / n・・・と得点を付与する方式。
- ✓ 本開設指針では、審査項目B～Iまでに適用する。

1位	2位	3位	～	最下位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点		$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が24点の場合には、  
1位から順に、24点、18点、12点、6点となる。

※申請者数:n

# 比較審査基準の審査結果

○ 割当てを希望している4者の開設計画について比較審査を実施。

審査事項		NTTドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	楽天モバイル
I	A 認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	① 12点 (5G基盤展開率:95.0%)	④ 3点 (5G基盤展開率:60.6%)	② 11点 (5G基盤展開率:94.9%)	③ 9点 (5G基盤展開率:80.4%)
	B 認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと	③ 3点 (14,850局)	④ 1.5点 (6,790局)	② 4.5点 (16,000局)	① 6点 (29,798局)
	C 認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと	① 6点 (1,320局)	④ 1.5点 (283局)	③ 3点 (300局)	② 4.5点 (618局)
II	D MVNO促進の取組がより進んでいること	③ 4点 (2023年度:180,146円/10Mbps)	④ 2点 (2023年度:184,192円/10Mbps)	② 6点 (2023年度:161,000円/10Mbps)	① 8点 (2023年度:145,393円/10Mbps)
	E SIMロック解除に係る取組がより進んでいること	② 6点 (2021年9月:68.6%)	③ 4点 (2021年10月:69%)	④ 2点 (2021年10月:97%)	① 8点 (2021年4月:0%)
	F スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること	③ 4点 (2021年8月:37.2%)	② 6点 (2021年4月:53.7%)	④ 2点 (2021年8月:1%)	① 8点 (2021年4月:67%)
III	G 特定基地局開設料の金額がより大きいこと	① 24点 (100億円/年)	③ 12点 (62億円/年)	③ 12点 (62億円/年)	② 18点 (67億円/年)
IV	H 指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと	③ 12点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:840MHz) (指定済周波数当たりの契約数:9.6万契約/MHz(R2.9月末時点))	④ 6点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:840MHz) (指定済周波数当たりの契約数:7.1万契約/MHz(R2.9月末時点))	② 18点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:750MHz) (指定済周波数当たりの契約数:6.3万契約/MHz(R2.9月末時点))	① 24点 (申請者の指定済周波数の帯域幅の総計:540MHz) (指定済周波数当たりの契約数:0.2万契約/MHz(R2.9月末時点))
合計点		71点[2位]	36点[4位]	58.5点[3位]	85.5点[1位]

※ 審査事項D(MVNO促進の取組)については、データ接続料の料額がより低いものを評価。

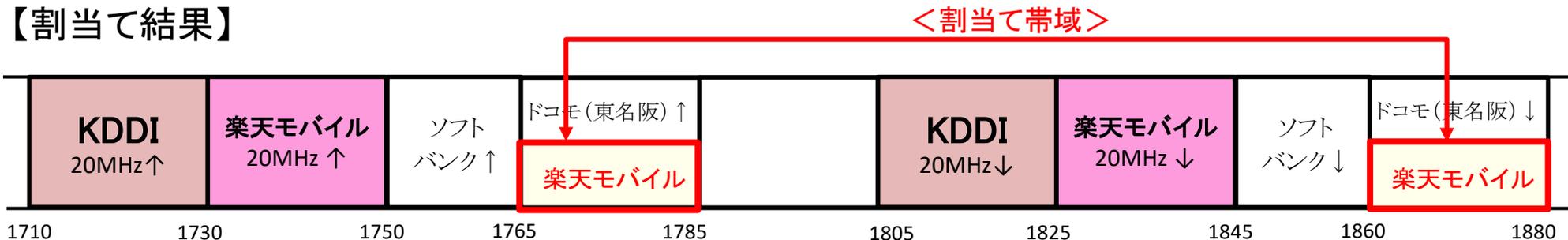
審査事項E(SIMロック解除に係る取組)については、販売する端末のうち、入荷時から販売までの間にSIMロックを施すものの割合数値がより早期に低くなるものを評価。

審査事項F(eSIM導入に係る取組)については、販売するスマートフォンのうち、eSIMが利用可能なものの割合数値がより早期に高くなるものを評価。

# 5G用周波数の割当て結果及び条件の付与①

- 審査の結果、楽天モバイルに対して、1.7GHz帯(東名阪以外)の周波数を指定して、開設計画の認定を行う。
- 認定に当たっては、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

## 【割当て結果】



## 【付与する条件】

- 1 都市部・地方部を問わず、顕在化するニーズを適切に把握し、事業可能性のあるエリアにおいて、**第5世代移動通信システム**の特性を活かした多様なサービスの広範かつ着実な普及に努めること。
- 2 ネットワーク構築に当たっては、第5世代移動通信システムの特性を十分に活かした多様なサービスを提供するために必要不可欠である**光ファイバの適切かつ十分な確保**に努めること。
- 3 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、**基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築**に努めること。
- 4 電気通信事業の確実な運営のため、**必要な社内体制の整備**に努めること。特に、特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、**無線従事者など必要な技術要員や基地局の開設に必要な人員の確保、配置**に努めること。
- 5 豪雨や地震等での被害による通信障害に鑑み、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の**電気通信設備に係る安全・信頼性の向上**に努めること。
- 6 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、**サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること**。

## 【付与する条件】(続き)

- 7 競争に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資及び安定的なサービス提供のために必要となる**資金の確保**  
**その他財務の健全性の確保**に努めること。
- 8 周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。特に、**当該者を通じた特定基地局の利用の促進に資するサービスを行った上で、当該サービス提供に必要な、当該者の求めに応じた接続機能の開放、接続料及び卸電気通信役務に関する料金の適正化並びにGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。**
- 9 携帯電話の利用ニーズに対応した**低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行うよう努めること。**
- 10 第5世代移動通信システムに周波数を活用する場合には、**通信速度等の性能について、利用者が誤認しないように、エリアマップ等の丁寧かつ分かりやすい方法で適切に周知すること。**
- 11 終了促進措置の実施に関して、**対象免許人との間で十分な合意形成を図り、円滑な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。**
- 12 既存免許人が開設する無線局等との**混信その他の妨害を防止するための措置**を講ずること。